

1年間の記帳・申告相談スケジュール

月	主な相談会		
4月		<p style="text-align: center;">記帳・入力内容 相談期間</p> <p>会計ソフトについて ◎入力方法の説明 ◎入力データの詳細な確認</p> <p>手書き帳簿について ◎簡易簿記、複式簿記の記帳の仕方 ◎合計残高試算表の貸借が一致しない場合 注：決算整理仕訳(減価償却・家事按分・棚卸)が必須です。12月中に必ずご来局ください。</p> <p>会計ソフト・手書き帳簿で共通していること ◎10万円以上の事業用資産を購入した <i>注：減価償却の登録が必要です。この期間にお早めにご来局ください。</i> ◎貸付物件の大規模修繕や建替えを行った <i>注：減価償却の登録が必要です。この期間にお早めにご来局ください。</i> ◎消費税の申告がある方の記帳の仕方 ◎当会の営業日は毎日が相談会です。お分かりにならないことはこの期間にご相談ください。</p>	
5月	☆新規入会者相談会		
6月	★源泉相談会(下旬から)		
7月	★源泉相談会(10日まで) ☆中間記帳相談会		
8月	☆中間記帳相談会		
9月	☆会計ソフト相談会		
10月			
11月	☆決算申告事前準備相談会		
12月	☆決算申告事前準備相談会 ★年末調整相談会(中旬から)		
1月	★年末調整相談会(10日まで) ☆確定申告期相談会		<p style="text-align: center;">確定申告期 相談期間</p> <p>4月～12月の間に記帳確認を受けた帳簿を基に決算書・申告書を作成し確定申告を行う期間です。下記の書類等をご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月別集計表または決算書(簡易帳簿の方) ・決算書(複式簿記の方) ・データまたは決算書(会計ソフトの方) ・その他申告に必要な書類(控除証明書など) <p>注：この期間は記帳・入力内容の詳細な確認・修正はできません。修正が必要な状態でお越しになった場合は修正の仕方をご説明いたしますので、ご自宅で修正を行い、再度、ご来局いただきます。</p>
2月	☆確定申告期相談会		
3月	☆確定申告期相談会		

☆予約制

★予約不要(日程は会報・ホームページでご確認ください)